

令和8年第7回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和8年5月8日（金）午前10時30分
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
白 井 靖 二
荒 川 陽 子
塩 地 淳 子
永 井 善 郎

説明のため出席した職員の職 氏名

事務局長	金 川 和 弘
事務局次長兼こども施設課長	矢 野 伴 典
事務局次長兼こども支援課長	長 尾 理 恵
こども政策課長	永 榮 一 博
事務局主査	遠 藤 幸 子
学校教育課長	平 野 勝 久
生涯学習課長	田 中 崇 詞
図書館長	永 瀬 良 太
学校給食課長	長谷川 百合子
文化振興課長	大 塚 一 平
こども施設課長補佐	前 畑 昇 吾
生涯学習課長補佐	松 永 沙由里
スポーツ振興課長補佐	松 永 祐 樹
こども政策課担当課長補佐	佐 藤 祐 佳
こども施設課担当課長補佐	枡 本 隆 之
こども施設課保育リーダー	松 原 香 里
こども政策課係長	前 田 万佑子
こども施設課係長	仁 澤 耕 一
こども施設課主任	建 部 紘 伸
こども政策課主事	末 政 卓 也

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 前回の会議の会議録の承認

第3 教育長の報告

第4 議 事

議案第34号 米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する
基本的事項の策定等に対する意見について

議案第35号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

議案第36号 財産の取得について

議案第37号 令和8年度米子市一般会計補正予算(補正第2回)について(教
育委員会の所管に属する部分)

議案第38号 米子市社会教育委員の委嘱について

議案第39号 米子市図書館協議会委員の任命について

報告第 5号 教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報
告について

開 会 午前１０時３０分

○浦林教育長 ただいまから、令和８年第７回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

１ 会議録署名委員の指名

○浦林教育長 それでは日程第１、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に永井委員を指名いたします。

２ 前回の会議の会議録の承認

○浦林教育長 次に日程第２、前回の会議の会議録の承認に移ります。
前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

○金川教育委員会事務局長 前回の会議の概要でございますが、４月２０日に定例会が開催され、議案第３１号「令和８年度米子市立学校学校運営協議会委員の任命について」から議案第３３号「米子市学校給食運営委員会委員の委嘱について」までの３議案をご審議いただき、いずれも原案のとおりご承認いただきました。前回の会議の概要は以上でございます。

○浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

３ 教育長の報告

○浦林教育長 次に日程第３、教育長の報告について、私から報告をいたします。
本日は、２点報告申し上げます。

１点目ですけれども、市町村教育委員会研究協議会についてです。４月２２日に理事会がありまして、白井委員と出席してまいりました。今後の予定ですけれども、７月１７日の金曜日１４時からセントパレス倉吉で総会、１時間後の１５時から研究大会、研究大会終了後に懇親会が予定されておりますので、頭に入れておいていただけたらと思います。

２つ目は全国中学校体育大会についてです。８月に中国地区を会場に、いわゆる全中が開催されます。鳥取県では新体操と相撲とバドミントンが開催されまして、米子市では８月２０日から２３日までの間、米子産業体育館を会場にバドミントン競技が開催されます。もし時間の都合がつくようでしたら、子どもたちが頑張る姿を見ていただけたらというふうに思います。私からの報告は以上でございます。

4 議 事

○浦林教育長 日程第4、議事に入ります前にお諮りいたします。

議案第34号については、米子市として7月に公表を予定しているため、また、議案第35号から議案第37号については、米子市として5月14日に公表を予定しているため、これら4議案の審議を非公開とすることを提案したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第34号から議案第37号については非公開といたします。

○浦林教育長 それでは日程第4、議事に入ります。

議案第34号「米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定等に対する意見について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○永榮こども政策課長 議案第34号「米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定等に対する意見について」ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。本議案は、先月の委員協議会において報告がありました米子市立の保育所である西保育園及びねむの木保育園の統合建て替え、幼保連携型認定こども園への移行に係る案件でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項及び第29条の規定により、米子市長から意見を求められた次の3点について、教育委員会の意見を取りまとめようとするものでございます。

意見を求められましたのは、1点目が、米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定について、2点目が、米子市立幼保連携型認定こども園の設置について、3点目が、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案の作成についてでございます。

少しページが飛びますが16ページをご覧ください。16ページの(参考事項)と書いております1のところですが、本市では、市のこども計画であります「よなごっこ未来計画」に定めます方向性に基づきまして、公立保育所の統合・建て替えを進めております。幼児期の教育・保育を一体的に提供し、地域における子育てを

より一層支援していくため、統合・建て替え後の園は、幼保連携型認定こども園とし、就学に向けて円滑な移行ができるよう取り組んでいるところでございます。この統合・建て替えによりまして、子どもたちが安心して健やかにのびのびと生活し、集団生活を通して学ぶことができる環境を持続的に提供する体制を整えるとともに、幼保小の連携、地域の子育て支援、そして特別な支援が必要な子どもへの支援体制の強化を図ろうとするものでございます。

西保育園とねむの木保育園につきましては、いずれも築40年以上を経過しております。老朽化が進んできております。両園は近隣にありまして、市街地に位置し、保護者にとって利便性の高い園であります。市街地の利便性を活かし、西保育園の跡地に新たに統合園を整備することとしております。また、当該統合園は、医療的ケア児を受け入れるための拠点施設として運用することが予定されております。

次のページ、17ページをご覧ください。4番のところですが、幼保連携型認定こども園のところ。幼保連携型認定こども園は、(1)ウに記載しておりますように、教育基本法上の学校と児童福祉法上の児童福祉施設の両方の性格を併せ持つ施設でございます。(2)に記載しておりますように、所管は地方公共団体の長でございますが、幼保連携型認定こども園は教育機関でもあることから、地方公共団体の長と教育委員会との密接な連携、調整が必要となります。そういうような観点から、(3)のアの(ア)のところに記載しておりますように、法律の規定第27条第1項におきまして、幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育課程に関する基本的事項の策定その他の教育委員会の権限に属する事務と密接な関係を有するものとして、市の規則で定めるものを実施するときは、教育委員会の意見を聴くこととされております。

次のページ、18ページをご覧ください。参考法令を載せておりまして、2番にその意見を聴取すべき事務を定める規則の条文を記載しております。第1号の認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関する事、第2号の認定こども園の設置及び廃止に関する事、意見を聴取すべき事務として定められております。

前のページに戻っていただきまして17ページをご覧ください。(3)のオのところになりますが、地方公共団体の長は、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聴くこととされております。

これらの規定に従いまして、米子市長から、米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定について、米子市立幼保連携型認定こ

も園の設置について、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案の作成について、この３点について意見の求めがあったため、教育委員会の意見を取りまとめようとするものでございます。

議案の概要説明は以上でございまして、引き続いて、議案の内容についてご説明させていただきます。ページ変わりますので４ページをご覧ください。

まず、１点目の教育課程に関する基本的事項の策定についてですが、こちらは新しい園の運営規程にその基本的事項が定めてありまして、７ページから８ページにかけてがその内容でございます。中身といたしましては、新しい園で提供する教育・保育の内容等になっております。９ページから１４ページにかけては、参考として運営規程の全文を掲載しております。

次に２点目でございます。１５ページをご覧ください。幼保連携型認定こども園の設置についてです。設置しようとする幼保連携型認定こども園は「米子市西こども園」で、位置は資料に記載のとおりでございます。設置予定年月日は、令和９年４月１日でございます。

最後に３点目について説明いたします。１９ページをご覧ください。教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案の作成についてです。市議会提出議案は、米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてです。

次のページ、２０ページをご覧ください。このたびの条例改正ですが、本市が設置する保育所のうち、米子市西保育園及び米子市ねむの木保育園を廃止し、新たに幼保連携型認定こども園として、米子市西こども園を設置するという条例の改正を行うものでございます。条例の施行日は令和９年４月１日となっております。

次のページ２１ページから２４ページにかけてが、市議会に提出を予定している議案、条例改正案の内容となっております。なお、市議会への提出は７月の開催が見込まれます次の定例会へ提案することが予定されております。

以上３点について、ご意見をお伺いいたします。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 では質疑がないようですので、採決いたします。

議案第３４号については、「付すべき意見なし」とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第34号「米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定等に対する意見について」は、「付すべき意見なし」とすることにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第35号「工事請負契約の締結についての議決の一部変更について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 議案第35号「工事請負契約の締結についての議決の一部変更について」ご説明いたします。

議案資料は25ページをご覧ください。この議案でございますが、こちらは教育に関する事務に係る工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、米子市議会5月臨時会に上程する議案をお諮りし、教育委員会としての意見を取りまとめようとするものでございます。

次のページ、26ページそれから27ページをご覧ください。こちらの方に市議会5月臨時会に上程するために作成しております議案をお示ししております。本件は、昨年7月8日に市議会の議決を受けた米子市立学校施設照明LED化業務に係る施工業務委託契約につきまして、契約内容の一部を変更しようとするものでございますが、議会の議決を受けた契約の変更につきましても、変更金額が1,500万円を超えることによりまして議決が必要であることから、議会へ議案を提出しようとするものでございます。変更の内容につきましては、契約金額を2億3,464万3,200円から2億6,560万9,200円に変更するものでございまして、3,096万6,000円を増額するものでございます。

増額の主な理由といたしましては、令和7年度の事業実施過程におきまして、照明機器の設置台数の追加ですとか特注品などの採用が必要となったためでございます。説明は以上です。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第35号については、「付すべき意見なし」とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第35号「工事請負契約の締結についての議決の一部変更について」は、「付すべき意見なし」とすることにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第36号「財産の取得について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 議案第36号「財産の取得について」をご説明いたします。

議案資料の28ページをご覧ください。議案第36号でございますが、こちらは教育に関する事務に係る財産の取得について、市議会5月臨時会に上程する議案をお諮りし、教育委員会としての意見を取りまとめようとするものでございます。

1ページ進みまして29ページ、それから30ページをご覧ください。こちらに市議会5月臨時会に上程するために作成しております議案をお示ししております。

本件は、国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度に購入した児童生徒1人1台タブレット端末が更新時期を迎えたため、小学校の児童用端末8,615台を購入するものでございますが、予定価格の方が2,000万円以上の財産の取得でありますことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決が必要であります。このことから議案を提出しようとするものでございます。取得する財産の表示、取得価額、契約の相手方につきましては、議案に記載のとおりでございます。本年2月25日に行われました鳥取県GIGAスクール推進協議会による公募型プロポーザルにおきまして、最優秀提案者となった事業者と契約しようとする内容を記載しております。31ページをご覧ください。

31ページには、購入いたしますタブレット端末のカタログをお示ししておりますので、ご参考としていただければと思います。説明は以上です。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

○荒川委員 今、説明いただいたんですが、数量について8,615台っていうのは、その内訳といいますか、全部小学生の分、あるいは先生方とかの数が入ってる

のか、ちょっとそこも教えていただけたらと思います。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 先ほどお示ししました8,615台は、これは全て児童用でございます。教員用はまた別で購入する予定にしております。

○荒川委員 先生方の更新は、中学生や小学生のを更新していただいたのと同じような感じで更新か、あるいは様子を見ながらといった、どんな感じで更新していくのでしょうか。

○前畑こども施設課長補佐 教職員用のタブレット端末につきましても、小学校分が今年度更新をする予定にしておりますし、中学校につきましても7年度中に更新を終えております。

○荒川委員 ありがとうございます。加えてちょっと議題とはずれるんですけども、学校教育課の先生方も何年か後に現場に戻られると思うんですが、同じような状況で使われるのがいいのかなというふうに思うので、またそのあたりもご配慮いただけたらなと思いますのでよろしくお願いします。

○平野学校教育課長 既にタブレット端末の方につきましては、学校に配備されているものと同様のものを数台持っておりまして、そちらを活用しているところですが、引き続き私どもも一緒に勉強していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○荒川委員 課の中で回しながら使うみたいな。

○平野学校教育課長 そうですね、使用頻度としては。授業をするわけではないので。ただ、活用はしております。

○浦林教育長 その他いかがでしょう。

○白井委員 この新しい機種が入ったときのハード的なもの、それから中のソフト的なものは、前のものとの使い勝手といいますか、それはもうほぼ同じようなものなんでしょうか。それとも切り替わって子どもたちが慣れるのに多少時間が必要と

というような内容のものなのでしょうか。

○前畑こども施設課長補佐 学校側からは、今まで使っていたものと使い勝手は同じような格好ですので、特に使いにくいとかそういったご意見をいただいていないという状況です。

○塩地委員 8,615台に対して、取得価額が4億7,382万5,000円となっておりますが、この金額の中に、例えばサポート、アフターケア、故障時の対応等のそういったものは含まれていますでしょうか。よく1年間保証とか、3年保証とか、こういうものを購入する時に付いていたりするんですけども、子どもたちのこの8,000台に対してそういったものがありますでしょうか。

○前畑こども施設課長補佐 購入から1年間は保証期間っていうことで、それはついております。それから、その後のサポートっていうものは入ってはいないんですけども、この8,615台の中に予備機というものがございますので、故障の際はまずは予備機で迅速に対応するということです。ちなみに数量なんですけど、児童用が7,492台、それから予備機としましてはその15%にあたる1,123台というようなことで対応しております。

○白井委員 今の15%が予備機っていう、その15%っていうのはどこから出てきた数字でしょうか。

○前畑こども施設課長補佐 国の補助基準で、児童用の端末の15%までが補助対象というようなことがございますので、その範囲内でマックス15%ということで導入するものです。

○浦林教育長 よろしいでしょうか。

では、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第36号については、「付すべき意見なし」とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第36号「財産の取得について」は、

「付すべき意見なし」とすることにいたします。

○浦林教育長 それでは次に、議案第37号「令和8年度米子市一般会計補正予算（補正第2回）について（教育委員会の所管に属する部分）」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

○永栄こども政策課長 議案第37号「令和8年度米子市一般会計補正予算（補正第2回）について（教育委員会所管に属する部分）」について、ご説明申し上げます。

議案書の32ページをご覧ください。このたびの補正予算は、今月開催予定の市議会臨時会に提案を予定しております補正予算でございます。表の一番下の合計欄をご覧ください。補正額の合計を3,586万1,000円として計上しております。

33ページをご覧ください。こちらに事業概要を記載しております。こども施設課所管の事業でございますが、小学校施設照明LED化事業といたしまして2,514万円、中学校施設照明LED化事業といたしまして1,072万1,000円、合計3,586万1,000円を計上しております。

先ほどの議案第35号の工事請負契約の変更に関連するものでございまして、令和7年度の事業の実施過程において、機器の設置台数の追加や、特注品等の採用による事業費の増への対応が必要となったため予算を計上し、対応しようとするものでございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

（なしの声）

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第37号については、「付すべき意見なし」とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第37号「令和8年度米子市一般会計補正予算（補正第2回）について（教育委員会の所管に属する部分）」は、「付すべき意見なし」とすることといたします。

○浦林教育長 次に議案第３８号「米子市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○田中生涯学習課長 議案第３８号、資料ページ３４ページでございますが、「米子市社会教育委員の委嘱について」ご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和８年３月３１日までの任期満了をもちまして委員交代がございました。これに関しましては、先の教育委員会でご承認をいただいたところでございますが、その後、米子市人権・同和教育推進協議会からの選出委員に関しまして、新たに候補者ということで選任が行われましたので、このたび交代という形で委嘱を行おうとするものでございます。

なお、新たな委員候補でございますが、南前孝明氏、所属につきましては米子市人権・同和教育推進協議会からということになっております。任期は残任期間となります。令和１０年３月３１日までということでございます。説明は以上です。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑はないようですので、採決いたします。

議案第３８号については、原案のとおり委嘱することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第３８号「米子市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり委嘱することにいたします。

○浦林教育長 次に議案第３９号「米子市図書館協議会委員の任命について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○永瀬図書館長 それでは、議案第３９号「米子市図書館協議会委員の任命について」ご説明します。

議案書の３５ページをご覧ください。米子市図書館協議会は、米子市立図書館条

例の定めにより設置されておりまして、委員の定数は１０人、委員の選出区分は、学校教育の関係者、社会教育の関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者、そして学識経験のある者で構成しておりますが、現在の委員の任期は令和９年１０月３１日まででございますが、このたび学校教育の関係者の選出団体でございます米子市小学校長会及び米子市中学校長会、そして社会教育の関係者の選出団体であります米子市社会教育委員の会から、人事異動等に伴います委員交代のため、新たな委員の推薦がございました。

本議案は、ご覧の尚徳小学校の校長でいらっしゃいます頼田敬子氏、それから後藤ヶ丘中学校の校長でいらっしゃいます隠樹佐与志氏、また社会教育委員でいらっしゃいます亀井智子氏の３人を新たに任命しようとするものでございます。

任期は前任者の残任期間として、本日から令和９年１０月３１日までとしております。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑はないようですので採決いたします。

議案第３９号については、原案のとおり任命することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので議案第３９号「米子市図書館協議会委員の任命について」は、原案のとおり任命することにいたします。

○浦林教育長 次に報告第５号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○永栄こども政策課長 報告第５号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」ご報告申し上げます。

議案書３６ページをご覧ください。米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第４条第１項の規定に基づき、教育長が事務を臨時に代理いたしましたので、同条第２項の規定によりご報告するものでございます。

初めに、1、臨時に代理した事務につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。その内容につきましては、次のページ、37ページの令和8年5月1日付人事異動表のとおりでございます。

次に、2、臨時代理を行った日は、令和8年4月22日でございます。

次に、3、臨時代理を行った理由につきましては、教育委員会事務局職員の人事異動について、緊急に処理をする必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものでございます。報告は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 では、本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和8年第7回米子市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時00分